

財務省告示第二百六十号
（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五
条第十項の規定に基
づき、平成十七年六
月十日に発行した割
引短期国債の発行
条件等を次のとおり
告示する。
平成十七年七月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項	振替法の適用等	募集方法
割引短期国庫債券（第三十七号）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社会債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。	札（以下「価格競争札」という。）による発行（以下「価格競争札発行」という。）及び価格競争札発行（以下「価格競争札発行」という。）による発行（以下「価格競争札発行」という。）	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
募集額を割り当てる。	募集額を割り当てる。	募集額を割り当てる。	募集額を割り当てる。	募集額を割り当てる。

十七	十六	十五	十四			十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	争入札発
平成十七年六月十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	平成十七年十二月十二日	額面金額百円につき百円
					償還金を支払う。	たただし、償還期が銀行休業日に	
					当たるときは、その翌営業日に		